

第4回 甲府市上下水道事業懇話会 会議録

- 会議の名称：第4回 甲府市上下水道事業懇話会
- 開催日時：平成23年12月19日（月）午後3時～午後4時55分
- 開催場所：甲府市上下水道局 3階大会議室
- 出席委員：込山芳行委員、風間ふたば委員、箕浦一哉委員、
小泉久司委員、齋藤伸右委員

■ 欠席委員：なし

■ 傍聴者数：0名

■ 次第

1. 開会

2. 報告事項

3. 懇話

(1) 甲府市上下水道事業経営計画2008の進行管理について

(2) その他

4. 事務連絡

5. 閉会

■ 懇話内容

(1) 甲府市上下水道事業経営計画2008の進行管理について

【座長】

それでは懇話に入らせていただきます。

(1) 「甲府市上下水道事業経営計画2008の進行管理について」説明をお願いします。

(担当者からの説明)

安心・快適な生活環境の創造の水道事業に関する4項目について説明が
ありましたが、何か質問等がありますか。

【委員】

この4項目の中では水質基準不適合率が0%であることは当然かと思いま
すが、自己保有水源率のところでは水源保全、水質保全をこれからも取り組
んでいかなければならないとの説明がありましたが、具体的にはどの様な

ことを考えているのか聞かせていただきたい。

【担当者】

現在、水源保護地域に対しましては、21世紀水源保全計画に基づいて事業を行なっております。21世紀水源保全計画は平成17年に策定しまして、平成21年度までを第1次の期間として行ないました。そして現在は第2次21世紀水源保全計画という名称で、平成22年度から平成26年度までの5ヶ年計画で行っております。その中で水源保護地域における様々な事業を位置付けております。主な事業としましては、水道水源地クリーン作戦、水源林植樹の集い、水源観察会、水源フォーラムがあります。また上流側につきましては水質の悪化を防止するため、生活排水対策として合併処理浄化槽への補助金制度により水源保全に努めています。これらの事業以外にも、ダム湖水の富栄養化対策としての調査なども行なっております。いずれの事業も市民との協働のもとで行なっており、これらの事業を進めていくことにより水源保全に努めていくという考えです。

【委員】

説明いただいた取り組みにつきましては大変結構ですし、これらは経営計画にも位置付けられているものなので推進されていると思います。これらの事業の中でも、特にダム湖の水がどうなっているかということは、水道水の基準項目を計っていただいただけではわからないところがたくさんあります。ですから、そうしたことについても、次の水源保全計画を見直す時に入れていただきたいと思います。配付された水質検査計画に記載してある50項目の水質基準項目を検査するだけでも大変なことだと思いますが、ご存じない方はこの50項目だけ検査していれば問題ないと思われるかもしれませんが、この項目は基準を超えたら困るものであって、今、上流で自然がどの様になっていて、例えばダム湖の中で問題が起きているのかいないのかといったことは、問題が発生して初めてわかることなので、もっと事前に対応ができるような事柄についても予算措置を考えていただければと思います。

【担当者】

委員がおっしゃられたように、現在、上下水道局としましては山梨大学との連携事業を行なっております。安全で安心な飲料水を持続的に供給するために、山林や地下水がどうなっているのかの調査を連携して行っている状況です。その研究成果に基づいて、上下水道局として今後の対策を考え

る必要があると思っています。

【担当者】

甲府の水道は平瀬浄水場が 126,400 m³、昭和浄水場が 67,200 m³の取水能力がありますが、今現在使われている水量は 100,000 m³に達していません。以前は平瀬浄水場の水を市の南部にまで給水するという意見が多くありました。しかし今回の東日本大震災を教訓にしますと、2つの水源を大切に後世に残していく必要があると思います。

先ほど委員が言われたとおり、平瀬浄水場にはこれから調査の必要があるダム湖の富栄養化の問題や、山に降った放射能が原水に流れてきたということもあります。放射能に対しては昭和浄水場の水は地下に浸透したものですから安全な水だということは言えますが、一方で地下水については、水質や水位の動向について調査する必要があるが生じてくると思います。また、クリプトスポリジウムの問題等が発生する恐れもありますので、将来的にはろ過装置の設置等も必要になるかもしれません。

いずれにしても、平瀬浄水場と昭和浄水場の水源を大切に後世に残していくための対策を、将来的には行なう必要があると考えています。

【座長】

まとめる必要もないと思いますが、行政側としては限られたヒト・カネの中で精一杯の対応をしていると、しかし専門家の委員の立場からすると、もう一歩先を見通した安全な水質を確保できるような対策を尽くすべきだというご意見であったと思います。

他に何かご意見等はございますか。

私がお聞きしたいのですが、昭和浄水場がある場所は甲府市内ではありませんので、取水について昭和浄水場がある昭和町から何か要求があった場合はどのように対応するのでしょうか。

【担当者】

昭和水源につきましては、平瀬だけでは荒川の水利権の問題がありましたので、昭和 35、36 年頃からどこかに水源を求めようということで、あちらこちらをボーリングして調べたところ、あの場所が一番水質も良く、水量もあるという結果でした。

当時、あの辺は湿地帯でしたから、地下水を汲み上げることによりあの辺りの土地利用もできるようになるということで、その頃の水道局職員の先人達は昭和町と交渉し、あれだけ広大な土地を甲府市で購入しました。

地下水については水利権がありませんから、取水しても問題ありません。昭和町の地下水を取水することには様々な補償をしており、今に至る部分もありますが、そのような経緯がありますので、今現在、取水に対して何か要求が発生するようなことはありません。

【座長】

所謂、既得権なのではというのがその時の申し合わせ事項ですから、後から続く人が守ればいいですが、もしそうならなかったならばと心配してしまうのですが、いかがでしょうか。

【委員】

それでは、昭和水源の地下水はどこからきているのかといいますと、周辺に降った雨だけではないのです。甲府盆地の南側の地下水というのは、釜無川の水が伏流してずっと南側にいっています。それでは、釜無川の水はどこからきているかという、南アルプス等に降った雨や雪がきているのです。地下水というのはそういう意味でも難しいところがあります。

先ほど事務局からの説明にもありましたが、地下水はつながっているのです、持続的にこれからもずっと使えるように残したいと思ったら、甲府市域という範囲だけでなく、ずっと上流部までつながっている地下水の状態がどうなっているかということも調べておく必要があると思います。

南アルプス市や甲斐市が最近地下水に関心を持ってきていて、地下水の調査をしようという動きもあります。できれば甲府市が県内で一番大きな市ですし、地下水を多く使っているということもあるので、近隣の市町村と連携して調査・協議をしていくという雰囲気を作っていってほしいと思います。

【座長】

先ほど、地下水には水利権がないという説明がありましたが、水利権について法的な根拠を含めて、もう少し説明してください。

【担当者】

荒川につきましては、ダムが無い頃は1日 26,400 m³の取水でした。農業人口、田んぼの水ですが、荒川の水源を守る会という昔からある団体が、水門を平瀬の上流から取るなど、水利権の問題で争いが起こるといいうくらい水道局ともやりあった歴史があります。法的な根拠は無い水利権なのです。そういうものがあります。

【委員】

慣行だから生きている。これがどうにもならないのです。

【座長】

例えば入会権というものがあります。これは地域の人が地域の山に立ち入って薪やきのこの採取などをすることを、お互いに認め合った長いしきたり上のいわゆる物権の一つですが、水利権というのもこれと同様のものということですね。そういたしますと、法的な根拠は非常に乏しいものということです。

地下水には水利権が無いということでしたが、地下水は誰のものかということをお考えますと、非常に難しい、膨大なテーマだと思います。

【委員】

とても大きな問題です。

河川と地下水では国においても管轄が違ってきます。以前、国においても「みず省を作ろう」と言ったくらいなのですが、話しはなかなか進んでいません。

【座長】

ということは、山に降った水は誰のものなのか、伏流水になって地上に出てきたところのものなのか、降った所のものなのか、その所有権はどうなっているかということについては、法律は何も整備されていません。いわば、なし崩し的に我々が利用している。

【委員】

そうした意味では変な話ですが、ダムを作って水を貯めると新しい水利権が生まれるという決まりになっています。

水道局として新しい水源を確保しなければ、ダムの水を使うということにしないと周りに納得が得られない。

【担当者】

ダムの建設以前は、26,400 m³が甲府市に与えられた取水できる権利でした。

【座長】

与えられた権利というのは、誰が与えているのですか。

【担当者】

国です。

残りの水は、雨の降る回数や水源にもよりますが、もともと山に降った雨が、ダムがありませんから 26,400 m³だけは甲府市で使っていていいですよ、けどもあとは全て農業用水ですよということでした。ダムを昭和 40 年

頃から計画しまして、甲府市からも何十億円というお金を出して荒川ダムを作りまして。荒川ダムの水量のうち 100,000 m³が甲府市に認められ、合計で 126,400 m³の取水ができることになりました。

【座長】

その水量を認めているのは国ということですね。

【担当者】

国です。国土交通省の認可です。

【座長】

全国の都市が国土交通省から認可を受けているのですか。

【担当者】

そうです。10年に一度書き換えを行います。去年がその年でした。

【座長】

人口の推移や工場が新しくできるなど状況が変わりますから、見直しがあるのですね。

【担当者】

今年、既に終わりましたが、どんなに膨らましても1日当りの水量は 126,400 m³という数字は出てこない、日平均が 100,000 m³を超えませんが、だから、予備の水源とか、昭和の水源もできるだけ少なくして、だけでも水需要としては伸びる見込みを想定して 110,000 m³の水量が必要として、126,400 m³の権利をそのままあと 10年間認めてもらうよう、今申請をしています。

しかし、この申請がもし却下されれば、平均が 100,000 m³を超えていませんので、20%増しの 110,000 m³くらいの認可しかくれないという可能性もあります。

【座長】

110,000 m³では、急に需要が増えた場合には対応できませんね。

【担当者】

そうです。

【座長】

国土交通省では許認可権として持っているのですね。そうした所にも権限があるのですね。

他に何かございますか。

【担当者】

先ほど説明いたしました鉛製給水管のところ、個人の給水管の布設替えに対する補助制度ですが、他都市では実施しているところもありますので、甲府市としても平成 24 年度には何らかの制度を導入していきたいと思っておりますが、このような制度に対して委員の皆さまに意見がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

【座長】

それでは、後半の説明をいただいてから議論したいと思いますので、説明をお願いします。

(説明者からの説明)

【座長】

ありがとうございました。トータルとして経営計画 2008 の進行管理の状況ということで、水道と下水道に分けて説明がありました。各分野において取り組みの現状と課題ということで整理していきたいと思っております。前半部分も含めて結構ですので、ご意見がありましたらお願いします。

【座長】

私から一つ質問があります。資料でそれぞれに類似都市の状況が掲載されています。この類似都市はどの様な都市が対象になっているのですか。

【担当者】

水道事業につきましては、このような指標を公開している市の数値を、日本水道協会で集約していきまして、その調査結果から甲府市と同規模の給水人口 15 万人から 30 万人の都市を抜き出して平均を出しました。現状と平成 29 年度目標値だけではわかりづらいと思い、比較できるように掲載しました。

【座長】

わかりました。類似都市の数値が理想ということではなく、類似都市はこの程度の状況ということで、比べて一喜一憂する必要はないということですね。

【担当者】

水道事業につきましては経営状況はいいのですが、耐震化率とか、次回行ないます有収率等は、類似都市に比べると考えていかなければならないところだと思います。

【委員】

先ほどの鉛製給水管の件ですが、「現状と課題」に現状では健康に被害はないものの、水道水をより安心して飲んでいただくために布設替え等が必要であるが、給水管は個人財産であるということと莫大な費用が必要になると記載されています。

私たち一般の市民が、それでは自分のところはどうなっているのかとか、私は個人の費用でも布設替えしたいと思うが、補助制度も含めてどの程度の負担が必要かといった目安となるものはあるのでしょうか。

【担当者】

給排水課という部署で担当しておりますが、そこに皆さまのお宅の給水図面がありますので、調べれば鉛製給水管かどうかはわかるようになっていきます。

細かい調査はかけていませんが、本来であれば全地域を調査することも考えていますが、今のところ個別の対応でお客様から問い合わせがあれば、お答えすることにしております。

配水管から取り出している部分から個人財産になります。どの程度の費用が掛かるかということですが、配水管がどこに埋設されているか、舗装されている路面か砂利道かによっても異なりますので一概には言えません。お問い合わせいただいて調べれば状況を含めて話ができますが、局では見積もりはしておりませんので、三百数十社ある指定工事店で見積りをとっていただくこととなります。

補助制度につきましては、現在検討しているところです。

【委員】

そうしますと、現状では各個人が自分で関心を持って問い合わせをして、どのような状況か確認していくしかないということですね。広報活動によるPRをより一層していくことが大切ですね。

【担当者】

その通りです。

【担当者】

鉛製給水管について補足ですが、平成 14 年度までは水道水の鉛の水質基準について 0.05mg/リットル以下が基準値でした。また、平成元年に鉛製給水管は使用しないように国からの通知があり、それからはポリエチレン管やステンレス管を使っているのですが、平成 15 年にWHO（世界保健

機構)の基準に合わせるということで水質基準が0.05mg/リットル以下から0.01mg/リットル以下にと極端に下がりました。

そうしますと鉛製給水管を使用しているところでは、朝一番の蛇口からの水道水はどうしても0.01mg/リットル以下という基準を超える水が出てしまいます。

上下水道局としましては、安心して水道水をお飲みいただくには、朝最初にトイレに入った人が水を流せば、それで鉛の水質基準0.01mg/リットル以下はクリアできるということを、ホームページなどではお知らせしています。また耐震化をするために、本管については古いものから順次替えています。その布設替えに合わせて鉛製給水管も取り替えるようにしています。それでもまだまだ件数が43,000件余り残っていますので、今度は補助金を出すことにより個人で取り替えていただけるようにしてはどうかと検討しているところです。

【委員】

メーター周りに鉛製給水管を使った経緯がありますが、残っている鉛製給水管の道路部分にある分とメーター周りの分の比率というのはわかりますか。

【担当者】

基本的に本管から取り出すところから宅地内のメーター前後までが鉛製給水管になっている件数が、平成22年度末現在で43,000件あるということです。

メーター周りだけが鉛管を使っているところも多少ありますが、ほとんどは本管から取り出すところから鉛管を使っています。

【委員】

道路部分の漏水修理に伴って、ポリエチレン管に替えたということはないのですか。

【担当者】

それは行なっています。

年間に1,700件くらい漏水修理に伴い鉛管を替えています。なおかつ、本管を布設替えするときにも接続されている鉛製給水管を替えているのですが、それを含めても年間で2,000件を超える程度ですので、43,000件というと20年くらい掛かることになります。

【委員】

もう一点地震対策を含めて、石綿セメント管が人体に影響があるということで、布設替えを年次計画的に行なってきたと思いますが、これについては終わっているのですか？

【担当者】

旧甲府水道の区域には 530m、愛宕山の中区配水場から山を越えて東光寺に向かう 200mm の管が 1 本残っています。それ以外はありません。

ただし、旧中道水道の区域には平成 18 年に合併した時点でかなりの石綿管があり、現在も 2,000m 以上残っています。

【委員】

下水道の関係でお聞きしたいのですが、供用開始されても浄化槽から下水道に切り替えないところはかなりあると思いますが、そうしたところには法的に切り替えるように指導することはできないのですか？

【担当者】

法律的には罰金や罰則がありますが、実際に罰則を適用した例はありません。

【委員】

問題は、切り替ずに浄化槽のままのお宅が、1 年に 1 回の定期清掃や定期点検をしていないケースが多いことです。そうすると周辺に住んでいる人は、夏場には臭気で悩まされるといったことが起きています。

下水道への切り替えを強く指導できるようなことを検討してもらえればと思います。

【担当者】

上下水道局内に給排水課普及係という部署があり、年間の目標を立てて未接続家屋を解消するため常に指導を行なっているのですが、資金の問題等様々な理由により接続していただけない方もまだ多くいます。

また浄化槽の管理不良による臭気等に関して、担当に苦情を寄せられる市民の方がいらっしゃいますが、その場合は上下水道局は浄化槽について直接の担当ではなく、権限がありませんので、担当である環境部の職員と連携をとる中で一緒に訪問し、浄化槽の管理は大変なので下水道へ切り替えるようお願いしています。

【座長】

難しい課題ですね。浄化槽をせっかく設置して耐用年数もまだ十分残っている状態で、下水道がきたからすぐに切り替えろといわれても、当事者と

してはなかなかできない。行政負担でももらえるならともかく、自己負担では難しいですね。

合併浄化槽の進歩が下水道の普及を遅らせているという影響もあるのではないですか。

他に何かありますか。

【委員】

鉛製給水管のことは良く知らなかったのですが、自分でお金を出して替えれば、自分の健康に対して安心が持てるということですね。それと今の下水道への接続についても同じようなことがあって、鉛製給水管については布設替えの補助をするけれど、下水道への接続については貸付けの制度です。貸付けですので返済しなくてはいけません。けれど鉛製給水管については補助ということで、何割かは市が負担をするということですね。下水道の未接続に対しては市の補助はなくて、全て自分でやりなさいと言われていています。

鉛製給水管の布設替えに補助を出して、鉛管をポリエチレン管等に替えていくことは大切なことだと思いますが、そうしますと個人で行なうべきことに対して、補助をするのか貸付けをするのかという線引きが、何か理屈が通っていないと、何故あちらの事業には援助があってこちらにはないのかということにならないかと思います。

それから、5ページからの文章を見ていると、本来は個人財産だから自分でやらなくてはならないのですが、「公道分の漏水修理及び老朽化によって出た工事の時に取り替えを行っている」とあり、場所によっては市がお金を出して取り替えているということですね。そうすると個人のものだけどもやってもらったところと、全然やってくれなくて自分でやらなくてはならないところが出てくるというのは、それなりの理由がなくてはならないと思います。

もう一点、別の話になりますが、施設の耐震化というのはとても大切なことだと思いますが、防災井戸というのはどのようになっていますか。

【担当者】

先日も水道事業として今後どのような形で、防災に取り組んでいくかという議論がありました。

いろいろな形があると思いますが、現在甲府市では管路を耐震化して、重要な施設についてはある程度の地震が来ても基幹管路は壊れることがな

くそこまでは水道水が出るように対策を行なっていますが、そこまで行けない場合はどうするのかとかも考える必要があります。

そうした場合、例えば給水車が5台ほどありますが、それで透析施設が賄えるものではありませんから、タンクローリー等で給水する必要もあると思います。市内の小学校には非常用貯水槽が設置してありますが、それ以外の避難所への対応については簡易的なプールみたいなものや、井戸の利用といったことも考える必要がありますが、そのような非常時の対応につきましては上下水道局での対応という範囲ではなく、甲府市としての全体的な防災対策の中で検討する必要があると思います。

【委員】

そのようなことを含めて、先ほどの鉛製給水管や未接続のこともそうですが、市民にわかりやすくするためにはこの地域は鉛製給水管であるとか、未接続についてもこの地域の接続率が悪いと表現できなければ、子どもたちを巻き込んで市内の小さな河川や水路の水質状況を地図化して表わせれば一目瞭然なので、そうしたものを掲示するなどして広めることも必要だと思いました。

同じように防災対策についても、ここには大きな給水管があるとか、ここには井戸があるといった情報ももっとどんどん出して、そこに上下水道局の名前も入れることにより市民との間にも信頼関係が生まれてくるのではないかと思います。

【座長】

鉛製給水管をどうするか、未接続をどうするかというのは本当に難しいテーマだと思います。

結局、先立つのは予算ということになると思いますが、膨大な予算を確保してこれからは行政として行なっていきますとしても、今まで自己負担で行なってきた人はどうするのかといった問題も出てきます。これまで行なってきたことに対する整合性も必要になりますから、難しいテーマだと思います。

今、委員が言われたことは大切なことだと思います。例えば未接続のお宅には地図等で間接的なプレッシャーを与えるということも一つの手段かもしれません。

【担当者】

水道の給水管というのは個人の財産なのですが、上下水道局の審査を受け

てどの管を使いなさい、このように掘削をしなさいと指定を受けます。水圧検査を局職員が立会いのもと行なっています。漏れていれば施主が不利益を被りますので、そのようにしています。

局の指導によって管についても、当時は国が鉛管を認めていましたので、それを平成 15 年に法律が変わったのですが、平成 13 年に東京で行なわれた委員会に出席した時に他の水道事業体からは、国で認めたものを全て事業体に押し付けて個人で全て布設替えを行えというのなら、国は補助金を出すべきではないか、国で全て負担すべきではないかといった意見がかなり出されました。しかしそうすると、甲府市の規模でさえ試算をすると全て替えるためには 90 億円とか 100 億円といった莫大な金額になります。これが全国となりますと何兆円にもなりますので、国の考えはその時はそれで良かったけれども今はダメだから、それは事業体が鉛製給水管を使っている人たちにそれなりの指導をして個人で替えるようにしてください。それに対して事業体で補助を出すもいい、出さなくて布設替えといった形で替えていくもいいという話がありました。東京都の場合は、現在鉛製給水管はありません。漏水率も 3%です。ほとんどがステンレス管になっていますが、大きい体力のある事業体はそれだけのことができますが、体力のない事業体ではなかなか事業体のお金で行なっていくことは難しいです。国で認めた鉛の管を今度はどうするかということですから、多少なりとも補助をするということも考えていく必要がある。だけど、先ほどの委員の発言のように、隣の家は漏水修理に伴い無料で替えてもらった、我が家は先に自分でお金をかけて替えた。これはおかしいではないか、上下水道局さんお金を返してくれということが出てくる可能性はあります。

今後、慎重に協議する中で来年度の対策を考えている所です。

【座長】

現場では悩ましい問題ですよ。

【担当者】

水道事業も下水道事業も、水道料金等審議会においても説明しましたが、独立採算で水道料金、下水道使用料で経営しておりますので、補助をするということは、皆さんからいただいた料金をその方にあげるということになりますので、皆さんに納得していただけるような説明ができる制度でなくてはならないと思います。委員の皆さまにいろいろな意見をいただきましたから、参考にさせていただく中で、今後は説明ができる制度を検討し

ていきたいと思えます。

【座長】

他に何かございますか。

未接続や鉛製給水管の問題は、喫緊の課題ですよ。

結局は予算に関わりますし、個人負担をどうするか、助成をどうするかというところの整合性をどのように考えるかということになります。

【委員】

鉛製給水管を使っている当事者と上下水道局の間では、どのようなコミュニケーションがあるのですか。

広報といった一般的な情報提供以外に、直接的なやりとりが該当する方との間にあるのか、あるとすればどのようなものを教えてください。

【担当者】

下水道の未接続世帯に対しましては、担当が定期的に直接訪問して接続を促していますが、鉛製給水管につきましては直接訪問するなどのアクションは起こしておりません。

我が家が鉛製の給水管かどうかという問い合わせは、0 ではありませんがほとんどありません。

【担当者】

先ほど説明の中でも話しましたが、鉛製給水管の件数は平成 20 年度が約 40,000 件で、その後も図面を整備している段階でして、現状で把握している範囲で 43,300 件ほどあります。

厚生労働省の通達には、鉛製給水管の解消や使用している所についての情報を提供していくことを求めていますので、個人を特定する形では難しいですので、今後どのような形で情報を提供していくか、もし補助制度を設けるのであれば、その前段として問い合わせをいただく必要がありますので、市広報や水道だよりを通して呼びかけ、問い合わせに対して局として現地調査を行うということになると思えます。

【座長】

5 ページを読みますと「平成 2 年 11 月以前の給水管には鉛管が使用されていた。」ということですが、この時点では当時の厚生省は鉛管を使うリスクを認識していなかったのですか。

【委員】

認識していなかったと思えます。

【座長】

鉛管のリスクが平成2年ごろになって認識されてきたということでしょうか。

【担当者】

鉛管に水道水が滞留していると発がん性物質が溶け出すということで、平成元年に鉛管は使用しないようにという通達があり、各事業体でも使用しないこととなりました。個人のお宅ではまだ使われている状況でしたが、当時の基準は0.05mg/リットル以下でしたので、通常の使用では基準以内に収まっていたと思います。基準が0.01mg/リットル以下に変わり、ごく微量でも基準を超えてしまうことになりましたので、朝一番の水道水は飲用に使用しないようPRするようになりました。

【座長】

コスト面では鉛管が安いということですか。

【担当者】

安いということと、工事がしやすいということもありました。

【委員】

鉛管はやわらかくて曲げやすいので、狭い場所等でメーターを設置する場合などでも配管がしやすかった。

【担当者】

国が使用を認めていましたので、局としてもそれに基づいて許可をしていました。

鉛製給水管により何か事故が起きたということはありませんし、甲府市の平均寿命が県内で特に低いといったことはありませんので、鉛製給水管が直接健康に影響があるということはありません。ただ通常ですと基準値を下回っていますので安心ですけれども、水道事業者としてより安心して水道水をお飲みいただくために取り替えをしていますし、補助制度につきましても検討を考えたいと思っています。

【座長】

他に何かございますか。

それでは、他にはないようですので、(2)「その他」ですが何かありますか。

【委員】

KPIの数値を見ますと、危機管理対策の数値が目標に対して平成18年

度が低い状況です。例えば管路の耐震化率が目標 10 に対して平成 18 年度は 0.7 しかないとか、浄水施設の耐震化率が目標 25 に対して平成 18 年度は 0 であるとか、この数字だけ見ると安心・快適な生活環境の創造に比べても危機管理対策は改善が必要ではないかと思いますが、予算措置等どのように考えていますか。

【担当者】

危機管理対策につきましては、3 月 11 日に東日本大震災が発生したことを受けまして、水道事業、下水道事業とも非常に重要視している施策でありますけれども、委員がおっしゃられた水道の管路の耐震化率につきましては、平成 18 年度は全体の管路延長に対して 0.7% で、先ほども説明させていただきましてとおり、平成 22 年度は 4.8% になっており目標に向けて順調に推移していますが、経営計画を策定した時の平成 29 年度目標値は 10% ですから、今の状況ですとこれは達成できるのではないかという予測です。

浄水場の耐震率についても説明させていただいたとおり、平成 22 年度までは 0% ですが、今年昭和浄水場でバイパスの工事を行なっていて、それが完成しますと昭和浄水場全体が耐震化されたということになりますので、そうすると 25% の目標を達成できるということになります。

ただし、この目標自体が適当なのかどうかということもありますので、類似都市との比較もさせていただいたところです。また次回以降に、目標値につきましても委員からご意見をいただきたいと思いますと考えています。

現在、平成 24 年度の予算編成を行なっておりますが、危機管理対策の施策に対しましては重点的に配分する予定でいます。

【担当者】

補足になりますが、管路の耐震化につきましても総延長を見ていただければお分かりいただけると思いますが、1,320km が大正 2 年から 100 年かけて布設してきました。この全てを耐震化していくためには 10 年や 20 年ではできません。

耐震化率の「耐震管」という基準につきましても、平成 18 年に国から「このような種類の管以外は認めない」ということがありました。甲府市では平成 7 年の阪神・淡路大地震以降、K 型の鋳鉄管や伸縮式の可とう管を設置する等の地震対策を進めていたのですが、そうした対策をしたものが国の「耐震管」の基準から外れてしまい、耐震化率が低い状況になっています。

平成 29 年度には耐震化率 10%は達成するのですが、10%になれば地震がきても問題なく給水できるということではありません。残りの 90%は耐震管ではありませんので、10%の中には基幹管路、重要施設への管路が含まれていますので、もし地震が来て断水になっても、復旧を進めることにより 1 ヶ月以内に断水を解除して各家庭に給水できるようにするという、いわゆる給水対策についてマニュアルや指針を作成して対応できるようにしています。

【担当者】

先ほどの説明にもありましたが、現在平成 24 年度の予算編成に取り組んでいます。その中で上下水道事業とも料金・使用料収入は減少する見込みです。そのような財政状況の中で一番苦心するのは、3.11 東日本大震災の教訓を受けて危機管理対策をどう構築していくかということです。限られる予算の中で、できるだけメリハリをつけた予算配分を行なっていきたいと考えております。

【委員】

限られた予算の中で大変だと思いますが、市民を巻き込んだイベント的なものがたくさんあると思いますが、外から見ても夏季は職員がイベントの対応で大変だと思います。それではイベントに来る人はどの様な人かという、年配の人やいつも参加される方が多く、なかなか層が広がっていない状況もあると思います。そのようなことも考える必要があるのではないのでしょうか。

【座長】

懇話を通して事業のことがわかってきますと、難しさや働いている人の大変さがよくわかりました。

今後も懇話会を通して忌憚のない意見をいただき、少しでも現場の人たちの仕事がやりやすくなるように考えていきたいと思います。

それでは以上で 3 懇話については終わらせていただきます。

以上